

赤穂市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業 候補事業者選定に係る評価基準

1 評価方法

評価の観点及び評価項目は「評価基準表」（別紙）のとおりとする。

審査委員は、企画提案の内容について「評価基準表」（別紙）により採点を行う。

評価は、S、A、B、C、Dの5段階評価とし、評価に対する点数は下表のとおりとする。

各評価項目における点数に、比率を乗じた点数を項目点とする。

評価基準表に記載の配点は、選考委員1人あたりの持ち点であり、項目点の合計を審査委員1人あたりの評価点とする。

審査委員全員の評価点の合計を評価合計点（980点満点）とする。

評価点数表

評価	採点基準	点数
S	非常に優れている	5
A	優れている	4
B	平均的である	3
C	やや不足している	1
D	不足している、又は要件を満たしていない	0

※項目点の計算方法

〈例〉比率3の場合の項目点

評価がSの場合→5点×3＝15点

評価がAの場合→4点×3＝12点

評価がBの場合→3点×3＝9点

評価がCの場合→1点×3＝3点

評価がDの場合→0点×3＝0点

2 候補事業者の選定方法

(1) 評価の結果、評価合計点が最も高い提案を行った者を候補事業者として選定する。

(2) 同点の場合は、月額利用料金が最も安い提案者を候補事業者として選定する。

(3) 月額利用料金が同額であった場合は、委員長が決定する。

(4) 評価合計点（980点満点）が6割（588点）に満たない者は、候補事業者に選定しない。